

令和5年第5回

瑞浪市議会定例会議案

令和5年11月28日

目 次

議第 8 8 号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 8 9 号	瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定につい て……………	2
議第 9 0 号	瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定 について……………	5
議第 9 1 号	瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	8
議第 9 2 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	9
議第 9 3 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……	2 3
議第 9 4 号	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	2 4
議第 9 5 号	瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定につ いて……………	2 6
議第 9 6 号	瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定 について……………	3 1
議第 9 7 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 2
議第 9 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて……………	3 3
議第 9 9 号	第 7 次瑞浪市総合計画基本計画を定めることについて……………	3 4
議第 1 0 0 号	指定管理者の指定について……………	3 5
議第 1 0 1 号	指定管理者の指定について……………	3 6
議第 1 0 2 号	指定管理者の指定について……………	3 7
議第 1 0 3 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	3 8
議第 1 0 4 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	5 1
議第 1 0 5 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……	5 3
議第 1 0 6 号	令和 5 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）……	5 5

議第107号	令和5年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）	57
議第108号	令和5年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）	59

議第 88 号

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例
瑞浪市積立基金条例（平成 9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため	を
--------------	----------------------------	---

瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため	に改める。
瑞浪市都市計画事業基金	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて行う都市計画事業の経費に充てるため	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 89 号

瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市内部組織設置条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市内部組織設置条例（平成 8 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) みずなみ未来部
- (3) 健康福祉部

第 2 条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

- (1) 総務部
 - ア 市議会及び行政一般に関すること。
 - イ 文書管理に関すること。
 - ウ 財政及び契約に関すること。
 - エ 公有財産に関すること。
 - オ 秘書及び職員に関すること。
 - カ 市税に関すること。
 - キ 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。
 - ク 防災及び危機管理に関すること。
 - ケ 生活安全に関すること。
 - コ 交通安全対策に関すること。

- サ その他、他部の所管に属さないこと。
- (2) みずなみ未来部
- ア 施策の総合調整に関する事。
 - イ 人口減少対策に関する事。
 - ウ 情報推進に関する事。
 - エ 統計に関する事。
 - オ シティプロモーションに関する事。
 - カ 移住定住に関する事。
 - キ 広聴広報に関する事。
 - ク 協働のまちづくり及び地域振興に関する事。
 - ケ 人権に関する事。
 - コ 市民相談に関する事。
 - サ 生涯学習に関する事。
 - シ スポーツ及び歴史文化に関する事。
- (3) 健康福祉部
- ア 社会福祉に関する事。
 - イ 子育てに関する事。
 - ウ 介護保険及び介護予防に関する事。
 - エ 国民健康保険及び国民年金に関する事。
 - オ 医療給付に関する事。
 - カ 保健衛生及び健康増進に関する事。
 - キ 地域医療に関する事。
- (4) 経済部
- ア 農林業及び畜産業に関する事。
 - イ 土地改良に関する事。
 - ウ 商工業及び観光に関する事。
 - エ 公共交通に関する事。
 - オ 環境保全に関する事。
 - カ 公害対策に関する事。
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

(瑞浪市議会委員会条例の一部改正)

第2条 瑞浪市議会委員会条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務民生文教委員会の項中「まちづくり推進部、民生部」を「みずなみ未来部、健康福祉部」に、「会計室」を「会計課」に改める。

（瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例の一部改正）

第3条 瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進部」を「みずなみ未来部」に改める。

（瑞浪市防災会議条例の一部改正）

第4条 瑞浪市防災会議条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生活安全課」を「危機管理課」に改める。

（瑞浪市生活安全条例の一部改正）

第5条 瑞浪市生活安全条例（平成11年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「生活安全課」を「危機管理課」に改める。

（瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第6条 瑞浪市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改める。

第7条中「子育て支援課」を「こども家庭課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第90号

瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定社会教育機関)

第2条 法第23条第1項第1号の規定により特定社会教育機関として条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 瑞浪市民図書館
- (2) 瑞浪市公民館
- (3) 瑞浪市陶磁資料館
- (4) 瑞浪市化石博物館
- (5) 瑞浪市市之瀬廣太記念美術館

(職務権限の特例)

第3条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。

- (1) 前条に規定する特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為（法第25条第1項の規定により事務を委任された教育長（以下「教育長」という。）が行ったものを含む。）又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請その他の行為（教育長に対して行われたものを含む。）で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（瑞浪市職員定数条例の一部改正）

第3条 瑞浪市職員定数条例（昭和55年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の項中「282人」を「298人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「81人」を「65人」に改める。

（瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

（瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

（瑞浪市文化財保護条例の一部改正）

第6条 瑞浪市文化財保護条例（昭和51年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第3項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教員委員会」を「市長」に改める。

第4条、第6条及び第8条から第15条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会」を「規則」に改める。

(瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(瑞浪市民弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 瑞浪市民弓道場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則（第10条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を削る。

(瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

(瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第21号）の一部を次のように改正する。

「教育委員会」を「市長」に改める。

議第91号

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「範囲内の額を、」の次に「第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては」を、「10年以内の期間」の次に「、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内の期間」を加え、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 獣医師の職その他これに準ずる職員の職で市の規則で定めるもの
月額 5万円以内

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第92号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100)」を「100分の105)」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表一

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					

	125		305,200					
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

別表第2（第3条関係）

行政職給料表二

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900

23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900

54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	

85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		

116	235,600	267,700	304,700			
117	235,900	268,000	304,900			
118	236,300	268,300	305,200			
119	236,700	268,600	305,500			
120	237,000	268,900	305,700			
121	237,400	269,100	305,900			
122		269,300	306,200			
123		269,600	306,500			
124		269,900	306,700			
125		270,100	306,900			
126		270,300	307,200			
127		270,600	307,500			
128		270,900	307,700			
129		271,100	307,900			
130		271,300	308,200			
131		271,600	308,500			
132		271,900	308,700			
133		272,100	308,900			
134		272,300				
135		272,600				
136		272,900				
137		273,100				
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額	月額
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改

正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の220」を「100分の230」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

（瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改める。

（瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

(瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改める。

(瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第10条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第10条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瑞浪市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定を除く。

)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第9条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定(給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

6 第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

7 第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第5条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(市の規則への委任)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必

要な事項は、市の規則で定める。

議第93号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第94号

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市福祉医療費助成に関する条例（昭和50年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15歳に達する日以降」を「18歳に達する日以後」に改め、同項第3号中「満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者」を「18歳に達する日以後における最初の3月31日までの者」に改める。

第3条第1項中「被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者」を「被保険者である福祉医療費助成対象者（市長が特に認める者を含む。）」に改め、ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の療養給付等に係る助成及び支給から適用し、同日前の療養給付等に係る助成及び支給について

ては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

議第95号

瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について

瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 自然とのふれあいを通じて、自然保護に対する理解を深めるとともに、観光交流を促進するため、瑞浪市自然ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瑞浪市自然ふれあい館
- (2) 位置 瑞浪市釜戸町1069番地の307

(事業)

第3条 ふれあい館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然とのふれあいを通して自然保護の意識を高める事業
- (2) 自然保護活動の指導
- (3) 観光交流に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 ふれあい館の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 ふれあい館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、火曜日及び水曜日とする。）

(2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日とする。）

(3) 12月28日から翌年1月4日まで
(利用の許可)

第6条 ふれあい館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可にふれあい館の管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用)

第7条 市長は、ふれあい館の施設をその用途又は目的を妨げない程度において目的外に使用させることができる。

2 第6条及び第8条から第13条までの規定は、前項に規定する目的外使用に準用する。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあい館の施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他ふれあい館の管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を後納とすることができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第13条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用することができないとき。
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、ふれあい館の施設の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも同様とする。

(遵守事項)

第15条 利用者及びふれあい館に来館する者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が指示する事項
(損害賠償義務)

第16条 利用者等は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、ふれあい館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ふれあい館の維持管理に関すること。
- (3) ふれあい館の利用許可、制限及び利用許可の取消しに関すること。
- (4) ふれあい館の利用料金の収受に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料金)

第19条 利用料金は、別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定める。
この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(読替規定)

第20条 第17条の規定により、ふれあい館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条、第5条及び第11条中「、市長が必要と認めるときは」とあるのは「、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで、第10条第1項及び第11条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第11条中「別表に定める使用料」とあるのは「第19条第1項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、第11条から第13条まで及び別表中「使用

料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の廃止)

第2条 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第16号）は、廃止する。

(瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により行われた処分その他の行為又は旧条例の規定によりされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後は、この条例の規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

別表（第11条、第19条関係）

区分	使用料（円）		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
研修室	500	500	900

備考 利用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合は、当該使用料の2.0倍に相当する額を加算する。

議第 9 6 号

瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市空家等対策協議会設置条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 7 号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成 1 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 1 の部 1 0 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 3
9 条の 2 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第98号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
津毛朗	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 99 号

第 7 次瑞浪市総合計画基本計画を定めることについて

第 7 次瑞浪市総合計画基本計画を別冊のように定めたいので、瑞浪市総合計画策定条例（平成 24 年条例第 2 号）第 4 条第 1 項及び瑞浪市議会基本条例（平成 26 年条例第 18 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 第 7 次瑞浪市総合計画基本計画

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市地域交流センター「ときわ」の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市地域交流センター「ときわ」 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市寺河戸町1139番地の6
特定非営利活動法人 みずなみ常盤座
理事長 永島喜一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市稲津公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市稲津公民館 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市稲津町小里697番地の1
特定非営利活動法人 明日の稲津を築くまちづくり
推進協議会
理事長 勝股清治 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設 |
| 2 | 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市日吉町4093番地の2
日吉町まちづくり推進協議会
会長 渡邊俊美 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議第103号

令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度瑞浪市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,164,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,550,000	181,662	3,731,662
	1 地方交付税	3,550,000	181,662	3,731,662
15 国庫支出金		2,158,976	128,761	2,287,737
	1 国庫負担金	1,375,312	39,222	1,414,534
	2 国庫補助金	774,162	89,539	863,701
16 県支出金		1,028,598	20,141	1,048,739
	1 県負担金	587,183	14,282	601,465
	2 県補助金	358,008	18,485	376,493
	3 委託金	83,407	△12,626	70,781
17 財産収入		208,591	△1,388	207,203
	1 財産運用収入	76,732	△1,388	75,344
18 寄附金		250,110	22,757	272,867
	1 寄附金	250,110	22,757	272,867
19 繰入金		942,861	△100	942,761
	1 基金繰入金	918,718	△100	918,618
20 繰越金		710,425	12,087	722,512
	1 繰越金	710,425	12,087	722,512
21 諸収入		284,219	27,080	311,299
	4 雑収入	157,342	27,080	184,422
22 市債		1,331,600	104,600	1,436,200
	1 市債	1,331,600	104,600	1,436,200
歳入合計		17,668,600	495,600	18,164,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,363,735	84,085	2,447,820
	1 総務管理費	1,972,242	96,250	2,068,492
	2 徴税費	196,020	2,800	198,820
	3 戸籍住民 基本台帳費	135,105	4,753	139,858
	4 選挙費	45,705	△20,118	25,587
	6 監査委員費	5,500	400	5,900
3 民生費		5,567,146	124,890	5,692,036
	1 社会福祉費	3,022,542	89,767	3,112,309
	2 児童福祉費	2,314,828	22,823	2,337,651
	3 生活保護費	229,276	12,300	241,576
4 衛生費		2,163,134	△11,052	2,152,082
	1 保健衛生費	805,152	1,280	806,432
	2 清掃費	1,226,876	△10,720	1,216,156
	3 環境費	131,106	△1,612	129,494
5 労働費		16,726	△1,130	15,596
	1 労働諸費	16,726	△1,130	15,596
6 農林水産業費		285,244	18,077	303,321
	1 農業費	236,367	18,077	254,444
7 商工費		546,351	7,100	553,451
	1 商工費	546,351	7,100	553,451
8 土木費		1,683,147	△6,800	1,676,347
	1 土木管理費	55,710	100	55,810
	3 河川費	263,195	200	263,395
	4 都市計画費	400,129	△7,100	393,029
10 教育費		1,907,962	293,877	2,201,839
	1 教育総務費	285,439	△812	284,627
	2 小学校費	206,621	88,000	294,621
	3 中学校費	155,413	211,000	366,413
	4 幼稚園費	180,167	△5,600	174,567
	5 社会教育費	465,523	1,289	466,812
13 諸支出金		647,734	△13,447	634,287
	1 公営企業費	647,734	△13,447	634,287
歳出合計		17,668,600	495,600	18,164,200

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	日吉幼稚園空調改修事業	8,202
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	10,000
8 土木費	2 道路橋梁費	南垣外北野線道路改良事業	36,000
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急対策事業	33,300
10 教育費	2 小学校費	瑞浪小学校改修事業	89,000
10 教育費	3 中学校費	瑞浪中学校改修事業	123,000
10 教育費	3 中学校費	瑞浪南中学校改修事業	88,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,600
議会広報印刷製本費	令和5年度から 令和6年度まで	1,500
指定物品等購入費	令和5年度から 令和6年度まで	8,400
郵便料金計器保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	176
両面印刷機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	148
入札参加資格審査業務共託 アウトソーシング業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	580
電子契約サービス利用料	令和5年度から 令和6年度まで	374
広報みずなみ印刷製本費	令和5年度から 令和6年度まで	7,200
広報みずなみ梱包委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,300
広報みずなみ配布委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,200
庁舎自家用電気工作物 保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	773
庁舎足拭きマット等賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	549
庁舎観葉植物賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	212
電話設備保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	855
企業版ふるさと納税支援業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	企業版ふるさと納税に 係る寄附額の20%に消 費税相当額を加えた額
情報処理業務委託料(単価契約)	令和5年度から 令和6年度まで	18,600
総合行政情報システム賃借料 (文書管理、給食費管理、特徴電子化)	令和5年度から 令和6年度まで	1,900
自治体情報セキュリティ向上 プラットフォームサービス利用料	令和5年度から 令和6年度まで	200
県域統合型GISシステム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	500

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪市公式ホームページ保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,500
メールマガジン配信システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	900
多言語翻訳ソフト使用料	令和5年度から 令和6年度まで	500
オンライン申請システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	1,800
総合案内型AIチャットボットサービス使用料	令和5年度から 令和6年度まで	400
RPA及びAI-OCRツール使用料	令和5年度から 令和6年度まで	5,700
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の12%に消費税相当額を加えた額、寄附者への返礼品及び送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(A)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の1%の額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(B)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の1%に消費税相当額を加えた額及び基本料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(C)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の3.5%に消費税相当額を加えた額及び基本料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受領証明書等送付代行手数料	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金受付件数に143円/件又は172円/件を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(A)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の10%に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(B)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の9%に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(C)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の10%又は12%の合計額に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(D)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の8%に消費税相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(E)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金寄附額の4%に消費税相当額を加えた額
ワンストップ特例オンライン 申請サービス利用料(A)	令和5年度から 令和6年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金受付件数に150円/件を乗じて得た額及び基本料の合計額に消費税相当額を加えた額
ワンストップ特例オンライン 申請サービス利用料(B)	令和5年度から 令和6年度まで	80
電子預貯金等調査システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	200

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
住民税申告受付支援システム保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	330
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	令和5年度から 令和6年度まで	370
課税資料イメージスキャナ保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	170
行政ファックス保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	99
住基ネット統合端末機器保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	52
耐タンパー装置保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	28
マイナンバーカード等裏書 プリンター保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	71
IC旅券用交付窓口端末機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	33
コンビニ交付システム利用料	令和5年度から 令和6年度まで	5,240
戸籍事務遠隔入力業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	264
戸籍電子書籍閲覧サービス利用料	令和5年度から 令和6年度まで	300
戸籍システムクラウド利用料	令和5年度から 令和6年度まで	7,392
生活困窮者自立支援事業委託料	令和5年度から 令和6年度まで	12,000
高齢者移送サービス業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	50
高齢者中核機関運営業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,678
在宅老人短期入所委託料	令和5年度から 令和6年度まで	250
障害者中核機関運営業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,678
障害者意思疎通支援事業委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,200
子育て短期支援事業委託料	令和5年度から 令和6年度まで	292
ひとり親家庭学習支援事業委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
幼稚園給食栄養管理システム保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	47
幼稚園ICTシステム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	2,904
衛生害虫等の生息調査 及び防除業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,373
管外保育所入所委託料	令和5年度から 令和6年度まで	24,400
病児・病後児保育事業委託料	令和5年度から 令和6年度まで	4,500
千寿の里愛保育園入所児童委託料	令和5年度から 令和6年度まで	103,000
中京こども園入所児童委託料	令和5年度から 令和6年度まで	105,000
せいわ保育園入所児童委託料	令和5年度から 令和6年度まで	78,000
生活保護レセプト管理クラウドサービス利用料	令和5年度から 令和6年度まで	1,479
生活保護レセプト点検委託料	令和5年度から 令和6年度まで	456
健康管理情報連携システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	241
妊産婦健康診査委託料	令和5年度から 令和6年度まで	27,469
産後ケア業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,170
出産・子育て応援ギフトサイト管理等業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	23,000
健康管理システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	4,775
資源・ごみ分別アプリ使用料	令和5年度から 令和6年度まで	190
不燃物最終処分場 不燃物選別・受付業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	4,900
不燃物最終処分場浸出水 処理施設管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,300
不燃物最終処分場浸出水 処理施設設備診断業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,400
不燃物最終処分場浸出水及び 地下水水質検査業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,200

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設溶融炉燃料費(LPガス)	令和5年度から 令和6年度まで	24,100
焼却施設管理運営委託料	令和5年度から 令和6年度まで	189,000
焼却施設機能検査業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,500
可燃ごみ収集業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	70,500
混合焼却施設設備改修工事 発注図書作成・工事監理業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	36,500
し尿収集運搬業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	39,000
勤労者生活安定資金預託金	令和5年度から 令和6年度まで	12
勤労者住宅資金預託金	令和5年度から 令和6年度まで	3,156
合同企業説明会開催等業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,100
農地基本台帳管理システム 保守管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	165
釜戸駅乗車券販売業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,400
小口融資預託金	令和5年度から 令和6年度まで	100,000
鬼岩ドライブイン公衆トイレ 清掃管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,090
市道草刈等業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
市道等補修業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	30,000
瑞浪市残土処分場施設管理委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,600
瑞浪市残土処分場残土受入工事費	令和5年度から 令和6年度まで	10,000
猿爪川水位警報システムサーバー利用料	令和5年度から 令和6年度まで	80
小里川ダムトイレ清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	140
瑞浪駅周辺公共施設清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	810

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
地下自由通路エレベーター 保守点検監視業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,240
瑞浪駅周辺迷惑駐車及び 迷惑車両確認業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	400
屋外広告物管理システム保守料	令和5年度から 令和6年度まで	220
地域交流センター附属駐車場 保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	730
市民公園(東部)管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	14,000
市民公園(西部)管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	20,400
都市公園維持管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	730
災害対応特殊救急自動車購入費	令和5年度から 令和6年度まで	29,111
消防通信機器保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	5,940
消防ポンプ自動車購入費	令和5年度から 令和6年度まで	24,121
児童生徒各種検査業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,225
統合型校務支援システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	2,541
教育みずなみ印刷製本費	令和5年度から 令和6年度まで	232
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	220
土岐小学校カラー印刷機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	154
土岐小学校カラー印刷機賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	64
小学校浄化槽保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	676
小学校ダムウェーター 保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	801
小学校インターネット接続 システム機器保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,081
児童生徒教職員健康診断業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,997

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校歯科健診入力システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	242
小学校ICT支援員委託料	令和5年度から 令和6年度まで	10,500
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	220
瑞浪北中学校カラー印刷機保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	220
中学校浄化槽保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	102
中学校ダムウェーター 保守点検業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	229
中学校インターネット接続 システム機器保守委託料	令和5年度から 令和6年度まで	464
中学校デジタル教材購入費	令和5年度から 令和6年度まで	780
中学校ICT支援員委託料	令和5年度から 令和6年度まで	4,500
総合文化センター夜間受付業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,340
中央公民館自主事業公演委託料	令和5年度から 令和6年度まで	7,030
市民図書館図書購入費	令和5年度から 令和6年度まで	8,000
文化施設受付等管理業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	24,171
こいのぼり祭イベント業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,300
体育施設ナイター管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,200
樽の上野球場トイレ清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	110
日吉スポーツ施設トイレ清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	300
市民体育館夜間受付業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	1,400
市民体育館清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	4,200
スポーツ施設自家用電気 工作物保安管理委託料	令和5年度から 令和6年度まで	600

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 セ ン タ ー L S A 重 油 購 入 費	令和5年度から 令和6年度まで	3,591
一 般 廃 棄 物 処 理 業 務 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	699
食 品 リ サ イ ク ル 処 理 業 務 委 託 料	令和5年度から 令和6年度まで	1,015
学 校 給 食 調 理 等 委 託 料	令和5年度から 令和8年度まで	200,000
学 校 給 食 施 設 外 壁 防 水 等 改 修 工 事 費	令和5年度から 令和6年度まで	110,000
学 校 給 食 施 設 空 調 機 器 更 新 工 事 費	令和5年度から 令和6年度まで	62,000

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
瑞浪小学校改修事業	32,800	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
瑞浪中学校改修事業	41,800			
瑞浪南中学校改修事業	30,000			

議第104号

令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,669,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,421,933	202,000	2,623,933
	1 県補助金	2,421,933	202,000	2,623,933
5 繰入金		322,300	△13,500	308,800
	1 一般会計繰入金	279,300	2,500	281,800
	2 基金繰入金	43,000	△16,000	27,000
6 繰越金		21,400	4,600	26,000
	1 繰越金	21,400	4,600	26,000
歳入合計		3,476,400	193,100	3,669,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		75,308	2,500	77,808
	1 総務管理費	75,308	2,500	77,808
2 保険給付費		2,368,175	202,000	2,570,175
	1 療養諸費	2,087,420	147,000	2,234,420
	2 高額療養費	267,400	55,000	322,400
3 国民健康保険事業費納付金		971,492	△17,000	954,492
	1 医療給付費分	662,130	△3,000	659,130
	2 後期高齢者支援金等分	237,136	△13,000	224,136
	3 介護納付金分	72,226	△1,000	71,226
5 基金積立金		150	4,000	4,150
	1 基金積立金	150	4,000	4,150
6 諸支出金		21,400	1,600	23,000
	1 償還金及び還付加算金	21,400	1,600	23,000
歳出合計		3,476,400	193,100	3,669,500

議第105号

令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,690,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		821,640	850	822,490
	2 国庫補助金	235,813	850	236,663
7 繰入金		603,784	850	604,634
	1 一般会計 繰入金	573,508	850	574,358
8 繰越金		110,050	64,700	174,750
	1 繰越金	110,050	64,700	174,750
歳入合計		3,623,700	66,400	3,690,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,878	1,700	109,578
	1 総務管理費	54,738	1,700	56,438
3 基金積立金		333	64,700	65,033
	1 基金積立金	333	64,700	65,033
歳出合計		3,623,700	66,400	3,690,100

議第106号

令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		500	10,600	11,100
	1 繰越金	500	10,600	11,100
歳入合計		30,000	10,600	40,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		17,960	500	18,460
	1 駐車場費	17,960	500	18,460
3 基金積立金		500	10,100	10,600
	1 基金積立金	500	10,100	10,600
歳出合計		30,000	10,600	40,600

議第107号

令和5年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（計）
		収	入	
第1款 水道事業収益	1,135,200千円	△21,000千円		1,114,200千円
第2項 営業外収益	209,676千円	△20,267千円		189,409千円
第3項 特別利益	733千円	△733千円		0千円
		支 出		
第1款 水道事業費用	1,114,400千円	△23,500千円		1,090,900千円
第1項 営業費用	1,041,125千円	21,604千円		1,062,729千円
第2項 営業外費用	23,996千円	10千円		24,006千円
第3項 特別損失	45,279千円	△45,114千円		165千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額467,100千円」を「資本的支出額に対し不足する額467,500千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,146千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,455千円」に、「過年度分損益勘定留保資金437,954千円」を「過年度分損益勘定留保資金446,045千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（計）
		支	出	
第1款 資本的支出	599,900千円	400千円		600,300千円
第1項 建設改良費	417,323千円	400千円		417,723千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	47,140 千円	△1,390 千円	45,750 千円

第5条 予算第9条中「55,115千円」を「34,848千円」に改める。

令和5年11月28日

瑞浪市長 水野光二

議第108号

令和5年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,444,500千円	7,100千円	1,451,600千円
第2項 営業外収益	837,307千円	7,100千円	844,407千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,436,100千円	△500千円	1,435,600千円
第1項 営業費用	1,147,224千円	△500千円	1,146,724千円
	（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）		

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	117,847千円	△620千円	117,227千円
	（他会計からの補助金）		

第4条 予算第10条中「132,419千円」を「138,999千円」に改める。

令和5年11月28日 提出

瑞浪市長 水野光二